

「わかさいくるサイクリストに優しい宿」認定要領

制定 令和5年6月5日

第1 目的

福井県嶺南地域を訪れるサイクリストが快適に、安心して宿泊できる施設を「わかさいくるサイクリストに優しい宿」に認定し、多くのサイクリストが嶺南地域に長く滞在し地域の魅力に触れる機会を設けるとともに、若狭湾サイクリングルートを訪れるサイクリストの満足度向上、リピーター獲得を図るとともに、サイクリストを歓迎する地域として本県嶺南地域のブランディングを進めることを目的とする。

第2 認定対象施設

旅館業法（昭和23年法律第138号）の営業許可を得た宿泊事業者または住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の届出をした住宅宿泊事業者が運営する、福井県嶺南6市町の宿泊施設を対象とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を行っている宿泊施設は、対象外とする。

第3 認定要件

サイクリストを歓迎する施設であることを前提に、以下の要件をすべて満たす宿泊施設とする。

①自転車の屋内保管が可能

（自転車を組み立てた状態で、自転車の客室への持込み又は客室以外の屋内の安全な場所（風雨をしのげ、盗難のおそれがない場所をいう。）での保管）

②フロント等で荷物の保管が可能（チェックイン前・チェックアウト後）

③施設内または近隣のコインランドリーにて洗濯が可能（当日または翌朝渡し）

④宅配便（自転車を含む）の受取・発送が可能

⑤「スポーツバイク対応の空気入れ」および「修理工具」の貸出が可能

また、サイクリストへのサービスの充実を図るため、推奨項目を別途定めることとする。

第4 申請方法

「福井県サイクリストに優しい宿」の認定を受けようとする者は、様式第1号及び別紙により、以下の申請先まで、メール、FAX、郵送、又は持参により提出する。申請にあたっては以下の点について注意する。

①福井県は、申請を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、認定要件を満たしていると認めたときは、認定証（様式第2号）を交付するものとする。

- ②認定の有効期間は、認定があった日から起算して2年を経過した日の属する年度末日までとし、希望する場合は、更新することができる。
- ③認定の更新を受けようとする者は、認定有効期間満了日の1ヶ月前までに、更新を申請しなければならない。
- ④認定要件を満たすことができなくなった場合やサービスの内容に変更が生じた場合は速やかに報告すること。(随時、ホームページの更新を実施する。)
- ⑤福井県が認定基準を満たしていないと判断した場合は、「わかさいくるサイクリストに優しい宿」の認定をしない、または取り消す場合がある。
- ⑥更新の方法及び更新の有効期間は、上記の規定を準用する。

【申請先】

福井県 交流文化部 観光誘客課 若狭湾サイクリングルート推進室
〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42
TEL : 0770-47-5422
FAX : 0770-22-0243
Email : kankou@pref.fukui.lg.jp

第5 認定特典

- ①「わかさいくるサイクリストに優しい宿」認定証の発行(様式第2号)
- ②福井県ホームページ等での広報・PRを実施

(様式第2号)

わかさいくる

サイクリストに優しい宿
認定証

施設名 _____



年 月 日

福井県知事 杉本 達治

(有効期限 年 月 日)

印